

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都昭島市拝島町三丁目7番20号 リバーサイド山崎201号

氏名 有限会社 貴藤
代表取締役 加藤 貴一郎

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 石原慎太郎

情報公開用

許可の年月日 平成 18年 5月 29日

許可の有効年月日 平成 23年 5月 28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と産業廃棄物の種類

切断： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず (以上2種類)

破碎： ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上2種類)

2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面)

(1) 住所：東京都立川市西砂町五丁目69番地6

(2) 住所：東京都昭島市緑町一丁目3番12号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 5月 29日 新規許可

平成 18年 10月 2日 変更許可 処分方法の追加 (破碎)

平成 20年 6月 2日 変更許可 種類の追加 (切断：紙くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面に続く)



2 事業の用に供する施設

(1) 住所：東京都立川市西砂町五丁目69番地6

施設種類	産業廃棄物の種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	許可番号	施設 許可年月日
切断	廃プラスチック類	7.2 t/日	—	平成18年3月23日	—	—
	木くず	9.6 t/日				
	繊維くず	12.0 t/日				
	金属くず	33.6 t/日				
圧縮梱包	廃プラスチック類	8.3 t/日	—	平成18年4月10日	—	—
	紙くず	5.3 t/日				
破碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る)	3.0 t/日	4.5 t/日	平成18年9月6日	—	—
破碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず がれき類	4.5 t/日				

(2) 住所：東京都昭島市緑町一丁目3番12号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	許可番号	施設 許可年月日
切断	廃プラスチック類	14.7 t/日	—	平成20年4月30日	—	—
	紙くず	12.6 t/日				
	木くず	23.2 t/日				
	繊維くず	21.1 t/日				
	金属くず	47.7 t/日				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	21.1 t/日				
破碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3.9 t/日	—	平成20年4月30日	—	—
	がれき類	4.9 t/日				

以下余白